

# 指定管理施設 更新のポイント

指定管理者更新に伴う基本協定書等の見直し点

## 1 管理運営に対する目標指標の新たな設定

- ・ 募集要項に施設の運営方針とともに目標指標を示し、基本協定書にも目標指標を記載
- ・ 目標指標の達成状況をモニタリングの対象とし、指定管理者と目標指標の達成に向けてお互いに協力
- ・ 目標指標の達成状況も含め指定管理者の業務についての評価を充実

## 2 安全・安心な施設管理の取組強化

- ・ 指定管理者に危機管理体制の整備及び安全管理マニュアルの策定を義務付け
- ・ 従業員等に対する研修や緊急事態等の対応についての訓練等により、危機管理体制及び安全管理マニュアルを周知徹底
- ・ 危機管理体制及び安全管理マニュアルの随時見直し
- ・ 危険箇所の早期発見及び迅速・適切な措置

## 3 暴力団関係者の排除対策の強化

- ・ 「指定管理者からの暴力団排除に関する連絡体制の確立についての合意書」に基づく連絡協調体制により、応募段階から暴力団関係者を排除

## 4 基準価格の考え方

- ・ 組織体制や業務内容の見直しを行ったうえで、管理経費を人件費、管理費、事業費に区分し、所要額を算定
- ・ 指定管理者の利用促進努力等に対する奨励策として、収入目標額に対する増減を翌年度の委託料に反映する「メリットシステム」を継続
- ・ 施設利用者に対するサービスの一層の向上を図るため、新たな改善に要する経費を基準価格に上乗せできる「サービス改善提案枠」を創設（指定期間が5年間の施設）